

インターネット上で申告書が作れます。

# 確定申告はお早めに

インターネット上で  
確定申告書を簡単作成

## 国税庁のHPで作成

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税の確定申告書が簡単に作れます。画面の指示に従って必要項目をご入力ください（案内に従って入力すれば、税額などは自動計算されます）。

## ●申告書の提出方法

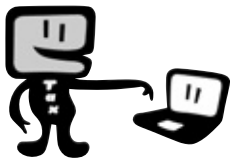
① **国税電子申告・納税システム「e-Tax（イータックス）」で提出**：e-Taxは、自宅のインターネットなどを利用して申告できるシステムです。24時間いつでも申告できる、添付書類の提出が省略できる（法定申告期限から5年間は、税務署から書類の提出・提示を求められることがあります）、還付が早いな

どの利点があります。利用するには、税務署へ事前に開始届出書を提出（インターネット可）してください。詳しくは、e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> や税務署で配布しているパンフレットをご覧ください。

② **書面で提出**：作成コーナーで作成後、プリンターで印刷（白黒印刷可）し、税務署に郵送または持参してください。その際、申告書の氏名欄への押印や連絡先の記入、必要書類の添付を忘れないよう注意してください。

▼ **郵送先** 昭和税務署（〒467-8510 名古屋

市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1-4）



住宅借入金等  
特別控除申告相談会

平成27年中に住宅ローンを利用して家を新築した人や、中古住宅を購入・増改築などした人は、一定の要件に当てはまれば、入居した年から最長10年間住宅借入金等特別控除が受けられます。

この控除を受けるには、所得税の確定申告が必要ですが、給与所得者は1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。なお、確定申告に必要な書類は、国税庁ホームページでご確認ください。

また、この控除の申告相談会を次の日程で開催します。

● **住宅借入金等特別控除申告相談会**

とき 2月2日（火）、3日（水）  
①午前10時～11時30分

## ▼問い合わせ 住民課 ☎ 0561(38)3111 (内線 2153)

### ●通知カードを受け取れなかった皆さんへ

平成27年11月からマイナンバーをお知らせする通知カードなどの郵送を行っていましたが、郵便局の保管期間経過や転居などで受け取られなかった通知カードなどは、役場へ戻されています。

戻された通知カードなどは、役場で一定期間（約3カ月）保管しているので、本人確認資料（運転免許証など）を持って開庁時間内に役場住民課窓口へお越しください。

開庁時間内に来られない人は、電話で住民課へご相談ください。

なお、役場へ戻された通知カードの対象者には、お知らせを送ります。



通知カード  
（切り離してください）

個人番号カード  
交付申請書



- ②午後2時～3時30分（1日2回開催）※受け付けはそれぞれ①午前9時30分②午後1時30分から
- ところ** 役場2階大会議室
- 当日持参するもの（申告に必要主な書類）**
- ①源泉徴収票（平成27年分）※サラリーマンの場合
- ②住民票の写し（平成28年1月1日以降発行のもの）
- ③家屋（および土地）の登記事項証明書（法務局発行）
- ④家屋（および土地）の売買契約書または工事請負契約書の写し
- ⑤建築確認済証の写し、検査済証の写し、または増改築等工事証明書 ※増改築などの場合

- ⑥住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（金融機関などが発行したもの）
- ⑦印鑑・計算機・筆記用具
- ⑧還付金の受け取り銀行預金口座番号などが分かるもの（本人名義に限る）
- ⑨確定申告書 ※確定申告書が送付されている場合
- 問い合わせ** 昭和税務署個人課税部門 ☎052（881）8171

**住宅借入金等特別控除申告をされる皆さんへ**

住宅借入金等特別控除申告に必要な土地や建物の登記事項証明書は、インターネットで請求するのがお得です。

**インターネット請求の場合**

1 通当たり500円（送料込み）、窓口での待ち時間不要、自宅や事務所のパソコンから請求可能、午前8時30分から午後9時まで請求可能

**窓口請求の場合** 1 通当たり

600円

**問い合わせ** 「かんたん証明書」で検索または名古屋法務

局名東出張所 ☎052（881）8171

**マイナンバーについて**

今回の確定申告では、マイナンバーの記入は不要です。記入が必要となるのは、平成29年2月～3月に行う平成28年分の確定申告からです。

**分からないことは**

**所得税・贈与税の申告関係**

▼昭和税務署 ☎052（881）8171 ※音声案内に従い、用件に応じた番号を押ししてください。

**県税関係（事業税など）**

▼愛知県名古屋南部県税事務所 ☎052（682）8923

**住民税の申告関係**

▼役場税務課 ☎0561（38）3111（内線2176、2177、2178）

所得税の確定申告と住民税申告については、2月号に掲載する予定です。

**マイナンバーの運用が始まります。**

●運用を開始します

社会保障、税、災害対策の行政手続きのうち、法律などで定められた事務では「マイナンバー」の記入が必要となります。

手続きにマイナンバーが必要か知りたいときは、各手続きの担当窓口にお問い合わせください。

●個人番号カードの交付について

平成28年1月から個人番号カードの交付を開始します。

交付の準備が整い次第、順次はがき（交付通知書）を送ります。はがきが届いたら役場までお越しください。

**交付場所** 役場1階住民課

**持参するもの** ①役場から届いたはがき②通知カード（個人番号カードと引き換え）③本人確認書類（運転免許証など）④住民基本台帳カード（持っている人のみ。返納していただく必要があるため、忘れずに持ってきてください）

